

入院期間が 180 日を超える患者様へ

- ① すべての患者様の**入院期間が180日を超えた**場合、入院基本料金の15%が**自己負担**となります。
- ② ①の入院期間は同一傷病による他病院の入院期間も合算されることとなります。
- ③ ①の対象から除外される患者様は保険医療制度によって以下のように定められています。

《特定療養費除外患者》

- 1 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症、認知症を除く）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症、認知症を除く）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
- 2 癌または肉腫に対する抗腫瘍剤（重篤な副作用を有するものに限る）を投与している状態
- 3 胸腔洗浄または腹腔洗浄を実施している状態
- 4 人工呼吸器を使用している状態
- 5 血液透析（人工透析）または血漿交換療法を実施している状態
- 6 末期の癌に対する治療を実施している状態
- 7 呼吸管理を実施している状態
- 8 頻回に喀痰吸引、排出を実施している状態
- 9 その他

当院が、現在届け出をしている入院基本料での特定療養費は以下のようになります。

- | | | | | |
|------------------|---|---------|------|------------|
| ① 入院基本料 急性期一般入院料 | 2 | 15%自己負担 | 1日当り | ¥2,713（税込） |
| ② 特定入院基本料 | | 15%自己負担 | 1日当り | ¥2,269（税込） |